

I 【第57号議案】神戸市地域交流センター条例の一部を改正する条例の件

第 57 号議案

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例の件

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 11 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例

神戸市立地域交流センター条例（令和 7 年 3 月条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立筑紫が丘地域交流センター	[略]	神戸市立筑紫が丘地域交流センター	[略]
[略]	[略]	神戸市立箕谷地域交流センター	神戸市北区緑町 4 丁目 6 番 3 号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立箕谷地域交流センター	[略]	神戸市立箕谷地域交流センター	[略]

		<u>分館</u>	
		[略]	[略]
		神戸市立塩屋地 域交流センター	[略]
		神戸市立つつじ が丘地域交流セ ンター	神戸市垂水区つ つじが丘４丁目 ６番地の７
		[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

箕谷地域交流センター及びつつじが丘地域交流センターを廃止するに当たり、
条例を改正する必要があるため。